

# 身体障害者等に係る軽自動車税の減免を申請される方へ

## 第1 減免対象

身体等に障害がある人や精神に重度の障害がある人（以下「身体障害者等」という。）が通勤、通学、通院等の日常生活に使用する軽自動車等で、次の要件に該当する場合は、軽自動車税減免申請書を期限までに提出することにより軽自動車税が減免されます。

### 1 本人運転の場合

身体障害者等が所有する自動車で、当該身体障害者等が運転するもの。

### 2 家族運転（生計を一にする者が運転）の場合

(1) 身体障害者等が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等の通院、通学、通所、通勤又は生業（生計の維持を目的として営まれる事業をいう）のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの。

(2) 知的障害者、精神障害者又は18歳未満の身体障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等の通院、通学、通所、通勤又は生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの。

### 3 常時介護者運転の場合

身体障害者のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する軽自動車等で、当該身体障害者の通院、通学、通所、通勤又は生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの。

注1 軽自動車税の減免〔自動車税にあっては免除〕は、1人の身体障害者等について1台に限られます。したがって、身体障害者等が軽自動車や自動車を複数所有している場合や、身体障害者等に複数の障害の種類がある場合であっても、減免（免除）を受けることができるのは1台のみです。

また、同一目的で他の種類の減免等の申請をしている場合にあって、申請済の車両が減免を申請する軽自動車等と同じで無い場合は、軽自動車税の減免を受けられません。

注2 福祉タクシー助成券の交付を受けている場合は、軽自動車税の減免を受けられません。

注3 車検有効期限が満了し更新されていない軽自動車等は、軽自動車税の減免を受けられません。

注4 事業用の自動車等（自動車検査証又は軽自動車届出済証に事業用と記載されているもの）は、減免の対象になりません。

注5 本人運転の場合、運転免許証に記載された条件を満たす軽自動車等であることが要件です。

注6 生計を一にする者が運転する場合の「当該身体障害者等の通院、通学、通所、通勤又は生業のため」とは、身体障害者等の通院、通学、通所、通勤又は生業のため直接軽自動車等の利用を必要とし、当該身体障害者等が当該自動車に同乗する場合をいい、身体障害者等の通院、通学、通所、通勤又は生業のための使用が継続して月1回以上であることが要件です。

この要件に該当するか否かは、生計を一にすることを確認できる書類（健康保険証の写し等）及び通院、通学、通所、通勤又は生業の使用目的に応じて提出される誓約書等により判定します。

なお、身体障害者等になったこと又は学校・施設等に入学・入所したこと等により、新たに軽自動車等を使用する必要が発生した場合は、今後の軽自動車等の使用状況見込みを記載した誓約書によって判定します。

また、1～4月において、何らかの理由で使用回数の要件を満たしていないものの、1年間の長期でみた場合使用回数の要件を満たすときは、1年間分の誓約書を添付してください。

注7 常時介護者が運転する場合の「常時介護する者」とは、少なくとも1年以上の間継続して週3回以上日常的に申請者である身体障害者等が同乗する自動車の運転を行っている者のことをいいます。

この要件に該当するか否かは、当該世帯全員の身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し、運行状況を記載した書類（常時介護者が申請者のために少なくとも1年間以上の期間にわたり週3日以上運転を現に行い、かつ行方見込みがあることを、1週間を単位として記載したもの。）及び通院、通所、通勤又は生業の使用目的に応じて提出される誓約書等により判定します。

注8 「構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車」については、自家用、営業用を含め、別途減免の制度があります。

注9 減免を承認した後に減免要件に該当しないことが判明した場合は、減免を取り消し納税していただくことになります。

## 第2 障害程度等の基準

減免の対象となる身体障害者等は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の区分、障害の程度（等級）が減免認定基準に該当する方です。（別紙「減免認定基準表」のとおり）

## 第3 減免する額

減免する税額は、原則として当該軽自動車税全額です。

ただし、免除を受けるものと他の者が自動車を共有する場合は、その持分の割合に応じた税額が減免されます。

## 第4 申請方法

毎年度納期限の7日前までに矢巾町役場税務課に下記の書類を提出及び提示して申請して下さい。

申請期限に遅れた場合は減免を受けられませんので注意して下さい。

## 第5 提出及び提示書類

書類等の名称	本人運転	生計同一者運転	常時介護者運転
1 軽自動車税納税通知書	○	○	○
2 身体障害者等に係る軽自動車税減免申請書	○	○	○
3 手帳（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれか）	△	△	△
4 減免を申請する軽自動車の車検証（原動機付自転車等の場合は標識交付証明書） ※車検証に所有者の情報が記載されていない場合は「自動車検査証記録事項」の提示も必要。	△	△	△
5 自動車を運転する人の運転免許証	△	△	△
6 生計を一にすることを確認できる書類（健康保険証、資格確認書、源泉徴収票または確定申告書の写し等）	不要	○	○
7 身体障害者等のみで構成される世帯全員の住民票の写し	不要	不要	○
8 常時介護を受ける世帯全員の手帳（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれか）の写し	不要	不要	○
9 運行計画書（常時介護者が申請者のために少なくとも1年間以上の期間にわたり週3日以上運転を現に行い、かつ行う見込みがあることを、1週間を単位として記載したものに限り）	不要	不要	○
10 通学・通所・通勤等誓約書、通院等誓約書又は使用実績書	不要	○	○

注 ○は提出、△は提示するもの

不明の点等がありましたら下記へお尋ね下さい。

矢巾町役場税務課賦課係  
TEL019-611-2522（ダイヤルイン）

# 身体障害者等に係る軽自動車税の減免認定基準表

障害の等級 又は障害 の程度		障害の等級又は障害の程度					
		身体障害者		戦傷病者		精神障害者	知的障害者
		本人が所有及び 運転する場合	生計同一者又は 常時介護者が 運転する場合	本人が所有及び 運転する場合	生計同一者又は 常時介護者が 運転する場合	本人が運転する場合又は 生計同一者若しくは常時 介護者が運転する場合	
視 覚 障 害		1 級から 4 級までの 各級	1 級から 4 級までの 各級	特別項症から第 4 項 症までの各項症	特別項症から第 4 項 症までの各項症	障害等級  1 級	障害の程度  A
聴 覚 障 害		2 級及び 3 級	2 級及び 3 級	特別項症から第 4 項 症までの各項症	特別項症から第 4 項 症までの各項症		
平 衡 機 能 障 害		3 級	3 級	特別項症から第 4 項 症までの各項症	特別項症から第 4 項 症までの各項症		
音 声 機 能 障 害		3 級（喉頭摘出によ る音声機能障害があ る場合に限る）		特別項症から第 2 項 症までの各項症（喉 頭摘出による音声機 能障害がある場合に 限る）			
上 肢 不 自 由		1 級及び 2 級	1 級及び 2 級	特別項症から第 3 項 症までの各項症	特別項症から第 3 項 症までの各項症		
下 肢 不 自 由		1 級から 6 級までの 各級	1 級から 3 級までの 各級	特別項症から第 6 項 症までの各項症及び 第 1 款症から第 3 款 症までの各款症	特別項症から第 3 項 症までの各項症		
体 幹 不 自 由		1 級から 3 級までの 各級及び 5 級	1 級から 3 級までの 各級	特別項症から第 6 項 症までの各項症及び 第 1 款症から第 3 款 症までの各款症	特別項症から第 4 項 症までの各項症		
乳幼児期 以前の非 進行性脳 病変によ る運動機 能障 害	上 肢 機 能	1 級及び 2 級 （一上肢のみに運動 機能障害を持つもの を除く）	1 級及び 2 級	/	/		
	移 動 機 能	1 級から 6 級までの 各級	1 級から 3 級までの 各級（3 級は一下肢 のみに運動機能障害 を持つものを除く）	/	/		
心 臓 機 能 障 害		1 級、3 級及び 4 級	1 級、3 級及び 4 級	特別項症から第 3 項 症までの各項症	特別項症から第 3 項 症までの各項症		
じん臓機能障害		1 級、3 級及び 4 級	1 級、3 級及び 4 級	特別項症から第 3 項 症までの各項症	特別項症から第 3 項 症までの各項症		
呼吸器機能障害		1 級、3 級及び 4 級	1 級、3 級及び 4 級	特別項症から第 3 項 症までの各項症	特別項症から第 3 項 症までの各項症		
ぼうこう又は直 腸の機能障害		1 級、3 級及び 4 級	1 級、3 級及び 4 級	特別項症から第 3 項 症までの各項症	特別項症から第 3 項 症までの各項症		
小腸の機能障害		1 級、3 級及び 4 級	1 級、3 級及び 4 級	特別項症から第 3 項 症までの各項症	特別項症から第 3 項 症までの各項症		
ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障害		1 級から 4 級までの 各級	1 級から 4 級までの 各級				
肝 機 能 障 害		1 級から 4 級までの 各級	1 級から 4 級までの 各級				